

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが、食育に関心を持ち、食育実践活動を行う。 ●子どもへの食育を推進する大切な時間と場である家族との「共食」を推進する。 ●乳幼児期から楽しい食育経験を積み重ね、食を大切にする気持ちを育む。 ●自分と家族の生活リズムを整え、朝食を食べる習慣をつける。 ●男性や高齢者も積極的に食事づくりや後片付けに参加する。 ●おいしい水のある食文化を楽しみ感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が食について相談しやすい体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自ら食を楽しんだり、食を選択するために必要な情報を提供する。 ●高齢者が食材を購入しやすい量や食べやすい形態等の工夫に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●食卓でのコミュニケーションを通じた家庭での食育の重要性を啓発する。 ●男女共同参画による食育を推進する。 ●様々な機会を通して「早寝、早起き、朝ごはん」運動を呼びかけ、朝食の重要性や生活リズムの改善を啓発していく。 ●生活習慣病予防で大切なことは「健全な食生活」と「適度な運動」であることを啓発していく。 ●給食を通して地域住民に食育の理解と関心を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食育ガイド」等を利用し、市民に対し、食育の啓発を行う。 ●食卓でのコミュニケーションを通じた家庭での食育の重要性を啓発する。 ●市民へ食育に関する情報提供を行い相談しやすい体制を整備する。 ●男女共同参画による食育を推進する。 ●教育関係者への食育を徹底し、教育関係者から市民への食育を強化する。 ●市政だよりやインターネット等の広報媒体により、情報提供を工夫する。 ●二次予防事業による栄養改善事業や口腔機能向上事業への参加を積極的に促す。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



2)学校・保育所・幼稚園等における食育の推進

(1)今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所、幼稚園等には子どもの食育を進めている場として大きな役割を担うことが求められています。子どもへの食育は家庭への良き波及効果をもたらすことが期待できることから、学校、保育所、幼稚園等において十分な食育がなされるよう、適切な取り組みを行うことが必要です。

また、PTA等関係団体や地域の支援者等との連携により、食育の充実を行い、家庭・学校・地域等が一体となって食育を展開していくよう取り組みます。

(2)取り組むべき施策

⑥保育所・幼稚園等における食育の推進

楽しく食べる子どもに成長していくために、さまざまな食べ物に興味を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう取り組みを進めます。

また、保護者に対しても食育の取り組みを進め、地域との連携促進を図ります。

⑦小・中学校における食育の指導体制及び内容の充実

学校全体で食育を担うための指導体制を充実し、児童・生徒・保護者への啓発の推進及び地域との連携促進を図ります。

⑧学校給食の充実

学校給食の献立内容の充実を図るとともに、各教科においても学校給食を生きた教材として活用します。また、地元産物の導入を推進し、子どもたちの食育に活用します。

(3)成果指標

項目④	体験型食育活動の取り組み〔保育所〕
基準値	公立 100%、私立 90.4% (平成 23 年度)
目標値	公立、私立 100% (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市保育所栄養報告書

項目⑤	体験型食育活動の取り組み〔幼稚園〕
基準値	公立 100%、私立 100%
目標値	公立、私立 100% (平成 30 年度)
出典資料等	健康教育課、私立幼稚園協会調べ

項目⑥	授業参観・懇談会等で保護者へ食育の啓発を行った学校の割合
基準値	48.5%(平成 23 年度)
目標値	60 %(平成 30 年度)
出典資料等	食育推進に関する調査(健康教育課調べ)

(指標とする理由)

学校・保育所・幼稚園等での体験型食育の具体的な取り組み実績は、食育実践の指標となります。

(4)具体的な取り組み

- 保育所、幼稚園等において、保育計画の中に食事のリズム、食べ方、マナー等の食育を位置づけて実践するとともに、給食の充実を図ります。
- 授業や体験学習等における食育の取り組みに活用できるように、食育に関する指導実践事例集を作成します。
- 「食」への感謝の気持ちを深めるため、学校農園等で収穫された野菜等を給食に使用したり、生産者や給食調理員との交流を図ります。
- 学校給食週間(1月下旬)などに、子どもたちが考えた献立や地元産物を使用した献立を給食に採用します。
- 学校では、給食の時間をはじめ、関連する教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進していきます。
- 親子料理教室などを開催し、楽しんで健康づくりができるような取り組みを行います。
- PTA等の活動において、食についての講習会等を開催し、保護者に食の大切さを伝えます。
- 「熊本市子どもの食育推進ネットワーク」を活用し、地域と協働して食育の推進を図ります。
- 「ふれあい給食」や「給食講演会」などを実施し、地域の人との交流を図りながら、給食についての理解と関心を深めます。
- 「ふれあい出前講座」で行われている「食育講座」のより一層の充実を図り、学校やPTA 活動を通して食育についての理解と関心を高めます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが食に関する基礎的な学習ができる環境づくりに努める。 ●学校や保育所・幼稚園等で行われる食育に積極的に協力する。 ●保育所・幼稚園等や学校・地域における行事等に積極的に参加する。(特に父親の参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・保育所・幼稚園等の食育に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・保育所・幼稚園等の食育に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育関係者が食育の重要性を認識し、学校や園全体の体制を整備し、食の年間計画により食育を推進する。 ●保育所における食育計画を保育計画、指導計画の中に位置づけ実践する。 ●男女ともに、子どもの時から食事づくりの楽しさや食事のおいしさの経験を実感できるような体験を通じた食育を行う。 ●食育と生活習慣病や介護予防等を結びつけた取り組みを実践する。 ●熊本市保育園連盟・熊本市幼稚園協会が行う食育活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・保育所・幼稚園等の食育に関する指導体制の整備を行う。 ●教育委員会が行う学校給食を通じた食育事業の充実を図る。 ●子育て支援センターを通じた未就園児とその保護者の負担軽減を図る。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



3) 職場・大学等における食育の推進

(1) 今後の方向性

青年期は、食についての関心が低い年齢層であり、進学や就職で環境が変わる等、食習慣が変化しやすい時期です。その後も生活環境の変化や不規則な生活の中、仕事等を優先して外食の増加や運動時間の確保が難しくなるなど、肥満を誘発しやすくなります。生活習慣病の低年齢化や若い女性の低体重(やせ)の問題を解消するためにもこの時期からの取り組みが重要です。そのため、大学や企業・事業所等と連携した食育への取り組みを進めます。

(2) 取り組むべき施策

9 従業者・大学生等に対する食育の推進

職場等において健診後の保健指導の徹底をし、生活習慣病予防に努めます。学食や社員食堂等にメニューの栄養成分表示や「食事バランスガイド」を掲示するなど、従業者等への食育活動の実施や食育講座を開催します。

10 事業所から発信する食育

事業所内で食育の取り組みを強化し、その取り組みを他の事業所へも情報提供します。また、市民に対し、さまざまな食育体験活動の機会の提供や、より健康に配慮した商品の開発、メニューの提供等に努め、行政もこれらの活動を支援します。

(3) 成果指標

項目⑦	企業、大学等での食育に関する講座の開催数
基準値	19件（平成23年度）
目標値	30件（平成30年度）
出典資料等	実績報告

(指標とする理由)

職場・大学等での食育講座の実績は、青年期からの食育啓発の指標となります。

(4) 具体的な取り組み

- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が最も多い世代の健康づくりを担う事業所において、健康診断後の保健指導を徹底し、従業員の家庭も含めた食育の推進に努めるよう、普及啓発を行います。

- 区役所で行われている「生活習慣病予防講座」等、大学や事業所に出向いた講座のより一層の充実を図ります。
- 「ふれあい出前講座」で行われている「食育講座」のより一層の充実を図り、職場等を通して食育についての理解と関心を高めます。
- 事業所給食においては、昼食メニューの食育関連情報を従業者に提供するなど、食育についての啓発を心がけます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●職場や大学等における食育に積極的に参加する。 ●従業員等に健康診断等の受診を促し、生活習慣病予防のために「健全な食生活」と「適度な運動」を啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学や職場等における食育に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に食育の大切さを伝える。 ●従業員が、食育の大切さを理解し、調理等に気を配る。 ●職場等の食育に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら率先して食育に取り組む。 ●教育関係者としてスキルアップに取り組む。 ●家庭と連携した、生活習慣病の予防に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学や職場等における食育に積極的に支援する。 ●大学や職場等で食育活動を行う。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

